用いないで使用することができるもの又は暗号機能が有効化されているものに限る。）のうち、次の（一）から（四）までのいずれかに該当するもの（（五）から（十三）までに該当するものを除く。）

（一）　情報システムのセキュリティ管理機能を主たる機能として有するもの

（二）　デジタル通信装置、有線若しくは無線回線網による電気通信回線を構築、管理若しくは運用するための装置又はこれらの部分品（（一）に該当するものを除く。）

（三）　電子計算機若しくは情報の記録及び保存若しくは処理を主たる機能として有するもの又はこれらの部分品（（一）又は（二）に該当するものを除く。）

（四）　次の1及び2に該当するもの（（一）から（三）までに該当するものを除く。）

1　当該貨物の有する暗号機能が当該貨物の主たる機能以外の機能を支援するために用いられているもの

2　当該貨物の有する暗号機能が当該貨物に組み込まれたもの（この号から第十二号までのいずれかに該当するものに限る。）又は第二十一条第一項第七号、第八号の二、第九号若しくは第十七号のいずれかに該当するプログラム（公開されているものを除く。）によって実現されているもの

（五）　暗号機能を有するスマートカード若しくはそのリーダライタであって、次のいずれかに該当するもの又はこれらの部分品

1　スマートカードであって、次のいずれかに該当するもの

一　次のいずれかに該当するものに限定されて使用するものであって、他の用途のためにプログラムの書き換えを行うことができないもの

イ　（一）から（四）までのいずれにも該当しないもの

ロ　対称アルゴリズムを用いたものであって対称鍵の長さが五六ビットを超えるもの又はこれと同等の非対称アルゴリズムを用いたものであって、データの機密性確保のための暗号機能を有するように設計したもの以外のもの

ハ　（六）から（十）までに該当するもの

二　個人情報（生存する個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるもの（認証及び金銭債権に係るものその他これらに類するものを含む。）を含む。）をいう。（五）において同じ。）又は団体情報（法人その他の団体の情報であって、認証及び金銭債権に係るものその他これらに類するものを含む。（五）において同じ。）に係る情報が記録され、又は記録されるように設計したものであって、次のイからハまでの全てに該当するもの

イ　暗号機能を専ら当該スマートカードに記録された個人情報又は団体情報の保護のためにのみ使用するもの

又は第十条第五号イに該当するものを除く。）

（一）　対称アルゴリズムを用いたものであって、アルゴリズムの鍵の長さが五六ビットを超えるもの（奇偶検査のため付加されるパリティビットを除く。）

（二）　非対称アルゴリズムを用いたものであって、アルゴリズムの安全性が次のいずれかの有する困難性に基づくもの

1　五一二ビットを超える整数の素因数分解

2　有限体上の乗法群における五一二ビットを超える離散対数の計算

3　2に規定するもの以外の群における一一二ビットを超える離散対数の計算

［新設］

［新設］

［新設］